



守口市 消費生活センターくらしナビ

<市広報 令和4年12月号>

海産物の電話勧誘販売にご注意！

事例①「契約に応じた」

・以前利用した観光地の海産物店から「コロナ禍で商売が大変なので海産物を買ってもらえないか。安くする」と電話があった。店のことは覚えていなかったが気の毒になり、2万円の海産物セットを購入した。だが届いた商品の品質が悪かったので返品したい。

事例②「断ったのに商品が届いた」

「以前購入していただいた方に電話をしている」と遠方の海産物店から電話があり、海産物セットを勧められた。以前購入した覚えが無かったので、きっぱりと断り電話を切った。だが後日、断ったはずの海産物セットが代引配達で届いた。代金を支払い商品も受け取らないといけなかったのか。

事例③「事業者の連絡先が不明」

認知症の母宛に海産物店からの宅配の不在票がポストに入っていた。母は電話勧誘に、わけも分からず返事をして、注文したことになったのかもしれない。相手の連絡先が不明で断ることができない。

【事例①のポイント】

- ▼電話勧誘販売で購入した生鮮食品は、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。書面やメール等でクーリング・オフの通知を行いましょ。
- ▼届いた商品は着払いで返品しましょ。
- ▼話の内容に覚えがない、必要以上に情に訴えてくる等、おかしいと思ったらきっぱりと断って電話を切りましょ。

【事例②のポイント】

- ▼電話で勧誘されて断ったのに、商品を一方的に送り付けられた場合は、契約が成立していません。代引配達であっても、支払う必要はありません。後日、請求書が届いても応じないようにしましょ。
- ▼送り状の依頼主欄の事業者名、所在地、電話番号、配送伝票番号等を記録して受取拒否をしましょ。

【事例③のポイント】

- ▼不在票が入っていた場合は宅配業者に問い合わせをして、送り状の内容を教えてください。何らかの手がかりがつかめる場合があります。
- ▼状況によってはクーリング・オフ等が可能な場合もあります。早めに消費生活センターに相談しましょ。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）